

成績評価における客観的な指標の算出方法

◆ 成績評価方法・成績評価基準について

本校では、以下に示す熊本歯科技術専門学校 定期試験規程に基づき、成績評価を行います。科目ごとに評価の方法は異なりますので、詳細はシラバスに記載します。

定期試験規程

(定期試験)

- 第3条 定期試験は、学期毎に実施する試験であり、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験という。但し、通年の授業（履修）科目については、前期試験を行わないことができる。
- 2 定期試験は、筆記・口述・実技試験のいずれかにより、またはこれらの併用によって学期の終わりに期日を決めて行う。但し、必要があるときは、随時行う試験、またはその授業についてのレポート・報告書・作品（実習物）などの提出をもって定期試験に変えることができる。
- 3 成績評価は、前第2項の試験を含むシラバス（授業計画書）で定める評価方法に基づき行い、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。評価の区分は次の各号に定める5段階の評価とする。
- (1) 評価S：90点以上
 - (2) 評価A：80点以上90点未満
 - (3) 評価B：70点以上80点未満
 - (4) 評価C：60点以上70点未満
 - (5) 評価D：60点未満

※成績評価方法

- ・定期試験の実施（筆記・実技など試験形態は科目により異なります）
- ・授業への取り組み状況（出席回数の評価だけでなく、受講態度・積極的な授業への参加など主体的な学修への取り組みも評価します）
- ・その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中に行う小テスト・発表・実技など）

※成績評価基準

- ・成績は100点を満点とし、それをS、A、B、C、Dに評価し、Dは不合格となります。それぞれの基準は次のとおりです。

評価基準 (100点満点)	90点以上	80点以上～ 90点未満	70点以上～ 80点未満	60点以上～ 70点未満	60点未満
評価区分	S	A	B	C	D

- ・100点～60点（評価S～C）が合格、60点未満（D）は不合格です。
- ・学則第12条に掲げる要件を満たさないものは、試験を受験することができず、（D）不合格となります。
- ・試験期間中、不正行為があった者については、その日までの全試験科目を無効とし、以降の試験も停止します。